

保護者の皆様へ

牛久市長 根本 洋治
(公 印 省 略)

保育施設利用の登園自粛要請期間の延長について

日頃から牛久市の保育行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、4月10日付牛久市甲第2231号において家庭保育のご協力をお願いさせていただいたところ、多くの保護者の皆様にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

そのような中、4月24日に茨城県知事からの県立学校の休校措置が5月末まで延長したことを受け、市内小中学校においても同様に5月31日まで休校延長が決定されました。このことを踏まえ、保育施設の利用についても、現在5月10日までとしていた自粛要請期間を下記のとおり延長させていただきます。

また、前回の通知では検討としておりました給食費につきましても、利用者負担額（保育料）と同様の取扱いを考えており、今後保育施設と調整を進めてまいります。

保護者の皆様におかれましては、さらなるご負担をおかけすることになりますが、感染症拡大防止のため、引き続きご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1 自粛要請期間

令和2年5月11日（月）～ 令和2年5月31日（日）

2 対象者

牛久市に居住する公立私立認可保育施設（保育園、認定こども園、小規模保育施設等）を利用する児童の保護者

3 利用者負担額（保育料）の取扱い

自粛要請期間において日割り計算となります。いったんお支払いいただき、後日、返還する方法で検討しております。詳細が決まり次第、ご案内いたします。

4 家庭保育期間中の欠席の取扱い

通常ひと月を超えて保育施設へ登園しない場合は退園となりますが、自粛要請期間中の欠席は対象としません。

5 お休みになる場合

施設にお早めにお伝えください。

【問い合わせ】

牛久市保健福祉部保育課

電話 029-873-2111 内線 1760～1764